

2019年2月14日  
日本陸上競技連盟事務局

## 2019年度登録作業について

### ●はじめに

平素は、日本陸上競技界発展のために格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、2019年度の登録作業に先立ち、確認事項、お願い事項、よくある質問などをまとめましたので、ご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

昨年、国際陸上競技連盟（IAAF）が国際大会に出場するための基準を、現在の参加標準記録制度から事前の大会で取得するポイントにより評価するポイント制度に移行することを発表しました。現在、日本の記録は日本語で処理されているために、IAAFのランキングに反映されにくい状況にあります。その問題を解消するために、2019年度システムより、「**会員氏名英字**」「**国籍**」項目が必須入力になります。

下記、項目ごとのお知らせに詳細を記載しておりますので、ご確認の程をお願いいたします。

### <登録作業における注意事項など>

#### ●登録システムに関する問合せ先について

操作方法に関するご質問にご回答するサポートセンターを設けています。  
メール、またはお問い合わせフォームよりご質問をお受けしています。

E-mail : support@start.jaaf.or.jp  
フォーム : <https://start.jaaf.or.jp/support/>  
電話 : 03-6434-1216

#### 【お願い】

- ① 県の受付期間、登録番号、登録料支払いについてお問い合わせを頂く事がよくあります。サポートセンターでは回答できませんので、団体・会員への案内には、必ず県の問合せ先も併記くださるよう、ご協力をお願い致します。
- ② パスワードの再発行は、Webシステムで行うことができます。ログイン画面下の「パスワードを忘れた方はこちら」よりアカウントコード・システムにご登録のメールアドレスをご入力いただくことで、再設定することが可能です。

※3月4日から～7月31日（平日10時～17時）は、電話窓口を開設しています。  
年度初めは、電話が繋がりにくい事もあるので、メールのお問い合わせにご協力ください。

#### ●2019年度の登録の申し込みは12月20日（金）までです！

2019年度の登録受付は「12月20日（金）18:00まで」です。  
ご担当の皆様におかれましては、ご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 重要！＜2019年度の変更点について＞

### ●英字氏名

2019年度システムより、申請時の会員情報に「英字氏名」が必須項目になりました。

入力例： 「陸連 太郎」「RIKUREN Taro」

※姓は半角大文字、名は先頭文字のみ半角大文字、それ以外は半角小文字

新規会員…会員情報登録画面から入力してください。

継続会員…申請者リストに追加した後、情報編集画面（該当者氏名をクリック）より

**必ず入力・編集を行ってください。未入力、及び入力例に沿っていない場合は申請できません。**

【使用できる文字】 スペース、中点（・）

※ミドルネームについて…位置については問いません。姓、名どちらかに寄せてご入力をお願いいたします。

※必ずパスポートと同じ表記を入力してください。

### ●国籍

2019年度システムより、申請時の会員情報に「国籍」が必須項目になりました。

新規会員…会員情報登録画面にて、プルダウンより選択いただきます。

継続会員…申請者リストに追加した後、情報編集画面（該当者氏名をクリック）より

プルダウンで選択してください。**未選択の場合は申請できません。**

### ●団体略称カナ

2018年度システムより、全区分の団体様に「団体略称カナ」表示が追加されました。  
(任意入力)

変更する場合は、名称変更と同様に、申請、承認が必要となります。

【使用できる文字】 全角カタカナ、スペース、中点（・）（文字数に制限はありません。）

### ●都道府県コード

2019年度より、都道府県コードを国体に合わせます。それに伴い、変更となる県があります。

## <従来からのお願い事項>

### ●大会エントリーの Web 化に伴う登録の徹底・データの正確化

2014年度より、登録データを活用した大会の Web エントリー受付を導入しました。今後、陸連主催大会を中心に、順次対象の大会を増やしていく予定です。

- ・登録をしているはずだが、システムには登録されていなかった
- ・誤って重複して登録されていた（していた）
- ・登録データが誤っているため（生年月日等）出場選手が陸連登録の有無を照合出来ないというお問い合わせをいただくことが多くあります。今一度、Web 登録の徹底と、正確なデータの登録にご協力をよろしくお願いします。

### ●登録システムにおける会員の退会について

2015年度より各都道府県陸協、県中体連、県高体連、県定通（支部は含まない）におきまして、退会作業を行っていただけるようになりました。（会員一覧より会員の詳細画面を開くと退会ボタンが表示されますので、クリックすると退会させることができます。）これに伴い、今後サポートセンターに退会の申請がありましたら、各都道府県に作業いただくようご案内致しますので、各都道府県にてご対応の程よろしくお願いいたします。

### ●登録氏名、性別など

登録申請においては「氏名、性別、生年月日などを正確に届け出るものとする」となっています。免許証、健康保険証などに記載されている情報と異なる情報で登録する場合は、本連盟に届け出て承認を得てください。（例：芸名などを使用する場合）

**※システムに登録されている情報が、大会プログラムなどに反映されます。**

**特に氏名、生年月日の間違いは、選手の記録などに影響しますので、必ず正しい情報の登録をお願いします。**

### ●通称名の使用について

2012年12月14日の理事会で「氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。」と規定されました。

（「登録会員の「通称名登録」の申請方法について）をご確認ください）

### ●登録番号一括削除機能について

2014年度より登録番号の一括削除機能が追加されました。削除は各都道府県・支部の登録担当者がシステム利用開始する前（申請可能になる前）に削除してください。

使用方法是別紙「管理者向け操作マニュアル」をご確認ください。

**削除可能期間：2019年2月25日(月)13:00～3月4日(月)12:59まで**

### ●クラブ名に商品名は使えません！

定款細則第4条（加入団体）により、商品名を加入団体名に使用できません。

本連盟でも加入団体名をチェックいたしますが、各県ご担当者様におかれましても、団体名称をご確認頂き、該当するものがある場合は、ご変更頂きますようご指導ください。

## ● 5名未満では団体が作れません (一般団体のみ)

2015年度登録より、一般団体で初回の登録時に、申請者リストに5名以上の会員がいないと申請が行えません。(申請人数が足りません、という表示が出ます)

## ● 団体名で使用できる文字

加入団体名称に使用できる文字や記号は次の通りです。使用できない文字や記号が使用されている場合は、変更を求めてください。

文字：商業登記規則等に準じた「ひらがな」「カタカナ」「漢字」「ローマ字（小文字・大文字）」「アラビア数字」

記号：「&（アンパサンド）」「-（ハイフン）」「・（中点）」

- ・上記符号は字句を区切る際の符号として使用する場合に限り認めるものとし、団体名の先頭または末尾に用いることはできない。
- ・ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできる。

## ● 中学生・高校生の複数登録

中高生が学校以外（クラブチーム等）で登録する場合は、一般の扱いになります。

中高生につきましては、一般団体・個人と中学・高校の複数（二重）登録が認められています（登録会員規程第8条）。二重登録を希望する生徒は、名寄せ画面にて「二重」を選択してください。

## ● 外国人の登録

外国人の登録において「6ヶ月以上居住していること」の規程が廃止されています。

実業団、学連、高体連、中体連で独自に規制期間を設定している場合は、それに従ってください。

## ● データバンク料

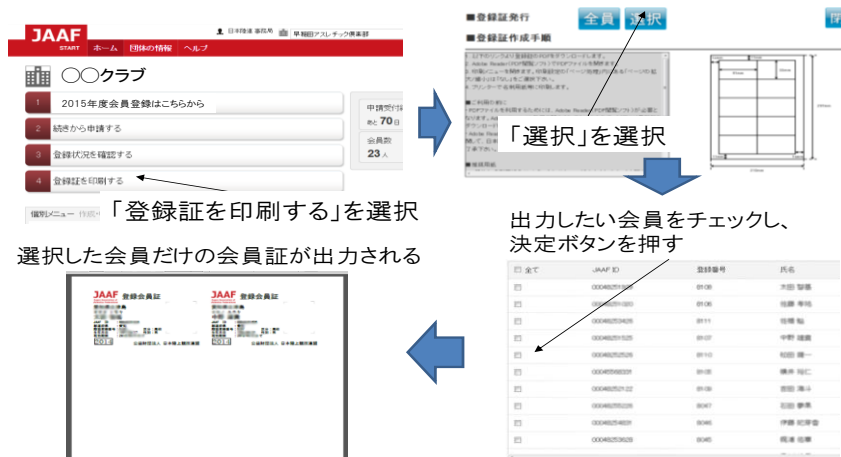
2019年度もデータバンク料として、一般：100円/人、中学・高校：50円/人を、2020年2月頃にご請求いたします。

## ● 登録データ検索システム

2014年度より他県の登録情報がチェックできる「登録データ検索システム」を導入しています。既にアカウントをお持ちの都道府県は、2019年度も引き続き同じアカウントでご利用頂けます。お持ちでない都道府県で利用を希望される場合は、陸連事務局登録担当までお問い合わせください。

## ● 会員証出力機能について

2014年度より、会員証PDF出力機能が改修され、会員証の出力が可能になっています。



### ●連絡責任者（または主顧問）Email アドレス有効性の確認について

2016年度システムより、各団体情報として必須であった連絡責任者（または顧問）のEmail アドレスの有効性確認を毎年、年度初回ログイン時のみ行います。全ての団体が対象となりますので、ログイン後に画面に従って有効性の確認をお願い致します。現在は、複数団体を兼任しているご担当者様でも1つのEmail アドレスを複数団体で有効性確認が行えるようになっています。詳しい手順は、2月下旬頃より日本陸連ホームページの「登録について」にてご案内させていただきます。

### ●WindowsXP からのアクセス遮断について

2017年度システムからは、WindowsXP の PC からのアクセスが遮断されています。既に2014年春にベンダサポートが終了しており、セキュリティリスクが高いためです。個別対応がシステム上できませんので、最新ブラウザへの移行周知をお願いします。

## <目次>

○web登録申請にあたり	p 7
・2019年度システム利用開始時期	
・アカウントコード・パスワードについて	
・名寄せ（二重登録防止チェック機能）仕様について	
・略称・メールアドレス 再登録のお願い	
○全般的なこと	p 8
・登録の締め日	
・データバンク料の支払い	
○一般のカテゴリーの登録	p 9
・登録が必要な人とは？	
・1団体の構成人数	
・個人登録者	
・同一県内での団体の移籍	
・他県への移籍	
・加入団体の名称	
○大学生の登録	p 10
・データバンク料	
・ふるさと制度	
○高校生の登録	p 10
・学校に部活動がない高校生が登録を求めてきたら	
・複数登録（二重登録）	
○中学生の登録	p 11
・地域クラブで活動している中学生が登録を求めてきたら	
・複数登録（二重登録）	
<付録>	
・登録会員の「通称名登録」の申請方法について	p 12～13
・定款細則（登録関係抜粋）	p 14
・登録会員規程	p 14～18

## ○w e b 登録申請にあたり

### ・2019年度システム利用開始時期

2019年度システム利用開始は、承認者が2月25日、申請者が3月4日の予定です。承認権限のアカウントを持たれる方（都道府県陸協・高体連・中体連、各支部、学連、定通制）は、申請者がログインする前（2月25日13時～3月4日12時ごろまで）に一度ログインしていただき、登録番号のリセット（必要な都道府県のみ）、各都道府県の受付期間の変更を行ってください。

### ・アカウントコード・パスワードについて

一般団体におきまして、アカウントコードとパスワードの情報は、2018年度と同じものを継続してご利用いただけます。各団体で設定したパスワードを紛失された場合は再発行となるため、ログイン画面下の「パスワードを忘れた方はこちら」からシステムより自動再発行をするか、サポートセンターへお問い合わせください。

高校・中学・定通制高校については、別途各都道府県高体連・中体連を通じて、リセットしたパスワードを配布しますので、そちらをご利用ください。（学校の場合、顧問が変わることが多く、引継ぎがされないことが多いための措置です。）

### ・アカウントコードの配布について

2014年度より、一部大会におきまして、会員登録システムを利用した大会エントリーを開始致しました。（今後も対象大会を拡充する予定です。）都道府県によっては、都道府県管理団体のアカウント（承認用アカウント）を団体（学校）に配布し、成り代わりで申請をさせている都道府県も見受けられました。都道府県アカウントからの成り代わりでは、大会エントリーを行うことができません。（上部のメニューバーに「大会エントリー」というメニューが表示されません。）必ず、各団体（学校）にアカウントをお配りくださいますようお願い致します。

### ・名寄せ（重複登録防止チェック機能）仕様について

現在の仕様では、同一年度に同姓同名、同性別、同生年月日であった場合は、別人として登録出来ません。仮に、同姓同名の別人である場合は、サポートセンターまでお問い合わせください。また同一年度で既に登録されている場合は、その団体で退会処理を行わない限り、別の団体に登録（移籍）することができない仕様となっております。

但し、学校所属（中学校、高校 [全日/定通] のみ）と一般団体所属（または一般個人登録）での二重登録は認められています。

その場合は、名寄せ画面で「二重」という選択肢が表示されますので、「二重」をご選択ください。

#### ・メールアドレス/略称 登録のお願い

システムに団体を初期登録する際に、略称に「\*\*\*」（アスタリスク）、メールアドレスにダミーメールアドレス（[dummy@start.jaaf.or.jp](mailto:dummy@start.jaaf.or.jp)）を設定させて頂いている場合があります。

誤ったメールアドレスや存在しないメールアドレスをご入力しておられる団体も見受けられます。

メールアドレスは、管理団体から連絡を取る際、システムからの通知メールを送信する際、パスワードを忘れた場合に再発行する際、などに必要となる情報です。

年度始めに初めてログインする際に、団体情報・連絡責任者情報を確認する画面が表示されますので、必ず正しい情報であるかご確認ください。

また、略称は大会にエントリーする際に重要な情報ですので、正しい登録をお願い致します。

## ○全般的なこと

#### ・登録の締め日（登録会員規程第7条）

2019年度受付締切：12月20日（金）18：00まで

高校生登録 【前期】 3月4日（月）13時～5月27日（月）18時00まで

【中期】 6月5日（水）12時～10月25日（金）18時00まで

【後期】 11月5日（火）12時～

※その他の区分（県、中学生など）で別途締切りを設ける際は、必ず配下団体にお知らせをお願い致します。サポートセンターにお問い合わせいただいても、お答えできません。

#### ・データバンク料の支払い

2019年度も2020年2月上旬にまとめてご請求させていただきます。

##### ★ 学連登録者のデータバンク料

日本学連からの申し出により、学連登録者のデータバンク料は、本連盟に全額入金され、上記一般・高校・中学のデータバンク料請求時に、差し引きで精算させていただきます。



## ○一般カテゴリーの登録

- ・登録が必要な人とは？

競技者として競技を行う者はもちろん、審判しか行わない者も登録が必要です（公認審判員規程第2条）。本連盟では競技者登録、審判登録という区分けはありません。すべて同じ登録です。近年、一般登録の人数より、公認審判員の人数が多い都道府県があるようですが、本来おこり得ないことですので、審判員も必ず登録するようにチェックしてください。

- ・1団体の構成人数（一般団体のみ）

1団体の構成人数は、5名以上必要です。

当年度初めて申請する際に、5名以上の申請でないと申請を行うことができなくなっています。

- ・個人登録

個人で登録したい方（従来の個人登記者）は個人登録という名称になります（登録会員規程第6条）。この場合所属名は「〇〇陸協」という表現のみが使用できます。

- ・年度途中の同一県内の団体への移籍

登録会員規程第8条の「同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない」は「二重登録を禁止する」という意味なので、団体の移籍は可能です。

2015年度より、都道府県陸協において web 上で会員の退会を行えるようになっていきます。同一県内の移籍は、まず、従前の団体からの退会手続きを web 上で完了させてください。その後、移籍先の団体は、新たに登録申請を行い、名寄せで「移籍」を選択のうえ申請を行ってください。

- ・年度途中の他県への移籍

登録会員規程第9条に「会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6ヶ月を経過しないと競技会に出場できない」と規定しています。他県へ移籍した場合は、原則6ヶ月間競技会に出場できません。

但し「新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。」とあります。これまで、「書面」によって両県の確認を行っておりましたが、2015年度から所属先の県陸協が退会処理（退会手続き）を行うことで移籍を承認したものとみなすことにし

## ています。

他県への移籍は、まず、従前の都道府県陸協が退会手続きを web 上で完了させてください。その後、移籍先の団体は、新たに登録申請を行い、名寄せで「移籍」を選択のうえ申請を行ってください。

### ・加入団体の名称

加入団体の名称は、定款細則第4条に定める通りとなります。

(ご参考：定款細則第4条)

第4条 加入団体とは、5名以上をもって組織し、拠点を有する加盟団体に登録した団体とする。

- 2 郡市区町村の陸上競技界を統轄する団体も加入団体とし、当該郡市区町村名を冠した陸上競技協会とする。その名称には「郡」「市」「区」「町」「村」を付す。
- 3 前項以外の加入団体の名称は、連盟及び陸上競技協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本連盟が適当でないと考える名称は使用できない。これに基づき、団体の名称の変更をお願いする場合があります。また各都道府県陸協で受け付ける際にも、チェックしてください。  
(「〇〇ちゃん大好き」のようなものは適当でないと考えています。)

## ○大学生、大学院生の登録

### ・データバンク料

日本学連からの申し出により、学連登録者のデータバンク料は、一旦日本陸連で徴収して、お支払いいたします。具体的には前述一般・高校・中学のデータバンク料請求時に、差し引く形をとらせて頂いております。

### ・ふるさと制度

大学生は、国体のふるさと制度実施に伴い、選択可能な都道府県が、居住地か「ふるさと」（日本体育協会への「ふるさと」申請が必要）のどちらかになっています。

大学所在地の選択肢はありません。

陸連、学連の登録ルールとはまったくリンクしておりませんのでご注意ください。

## ○高校生の登録

### ・学校に部活動がない高校生が登録を求めてきたら

学校に部活動がなく、高体連としての登録ができない高校生が登録する場合は一般の扱

いになります。この場合インターハイ予選など高体連主催の大会には出場できません。  
県選手権やジュニア選手権・ユース選手権の予選には出場できます。  
地域スポーツクラブでの登録の際もこの扱いです。

・複数登録（二重登録）

高校生の複数（二重）登録を認めております（登録会員規程第8条）。「中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる」という表現になっています。

また当然のことながら高体連主催の大会（インターハイ、インターハイ予選など）には学校の所属でないと出場できません。

また、2012年度より登録システムにおいて、「高校」（全日制・高体連登録）と「定通制高校」（高体連定時通信部登録）を区分して学校登録しています。定通制のアカウントは、高校のアカウントとは別となり、例年4月下旬に、全国高等学校定時制通信制陸上競技大会の申込書と一緒に、各都道府県の高体連理事長宛に郵送されます。定通制登録を行う生徒は、アカウントの到着後、登録してください。（例年、全日制登録をしてしまった後にアカウントが届き、定通制に変更したいというお問い合わせを数件頂いております。）

なお、定通制の生徒であっても、インターハイの出場を目指す選手は、高体連登録が必要となるので、全日制高校のアカウントでご登録ください。

## ○中学生の登録

・地域クラブで活動している中学生が登録を求めてきたら

一般の扱いで処理してください。県選手権やジュニアオリンピックの予選などはこの登録での扱いになります。

・複数登録（二重登録）

中学生の複数（二重）登録を認めております（登録会員規程第8条）。「中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる」という表現になっています。

また当然のことながら全日本中学校陸上競技選手権大会・全国中学校駅伝大会（予選会から全国大会まで）には一般のクラブの所属では出場できません。

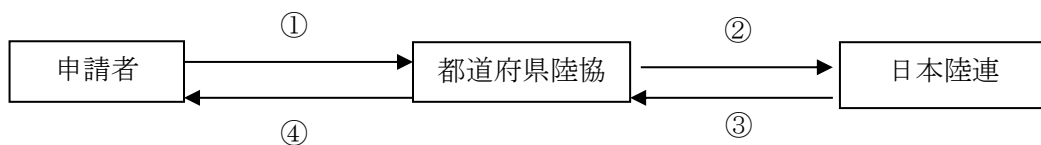
## 登録会員の「通称名登録」の申請方法について

2012年12月13日の本連盟第10回理事会で承認された登録会員規定第2条第3項「氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。」に関して、その具体的な対象者、申請方法について次のように定める。

### <対象者>

- ・何らかの理由により、通称名登録を希望するもの

### <申請・通知方法>



- ① 申請者は都道府県陸協に別紙1（通称名登録の申請書）を提出  
※当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を添付する。
- ② 都道府県陸協は申請が妥当と判断したものにつき日本陸連へ申請書を提出
- ③ 日本陸連で審議後、都道府県陸協に結果を通知する
- ④ 都道府県陸協は申請者に結果を通知する

### <申請承認後>

- ・加盟団体及び本連盟にて承認された申請者は、通称名で登録を行い、Web登録システム内の備考欄に「本名」の記載をする。

\_\_\_\_\_ 陸上競技協会 御中

年 月 日

## 通称名登録の申請書

通称名での登録希望につきまして、下記にその理由を申し上げます。

<申請者>

申請者氏名	姓	名		
通称名 (登録希望名)	姓	名		
所属団体名				
住所	〒			
連絡先	電話		FAX	
<u>別名登録を希望する理由</u>				

申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示する必要がある。

	加盟団体	日本陸上競技連盟
決裁	承認 否認	承認 否認
承認日	年 月 日	年 月 日
理由		
決裁者	_____ 陸上競技協会	日本陸上競技連盟

## 公益財団法人日本陸上競技連盟定款細則 (登録関係抜粋)

(加入団体)

第4条 加入団体とは、5名以上をもって組織し、拠点をもつ加盟団体に登録した団体とする。

- 2 郡市区町村の陸上競技界を統轄する団体も加入団体とし、当該郡市区町村名を冠した陸上競技協会とする。その名称には「郡」「市」「区」「町」「村」を付す。
- 3 前項以外の加入団体の名称は、連盟及び陸上競技協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本連盟が適当でないとする名称は使用できない。

### 登録会員規程

#### 第1章 総則

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を本連盟の登録会員とする。

(遵守事項)

第2条 登録会員は、法令並びに国際陸上競技連盟または本連盟が定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）を遵守するほか、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 競技会の運営に関し、不正な利益を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、または、これを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をすること
- (2) 競技会において、不公正な方法により、他の選手の競技を妨害すること
- (3) 競技会において、不当な目的により、全力を尽くさずに競技をすること
- (4) 競技会への参加に際して、虚偽の申出をすること
- (5) 競技会において、不公正な運営を行うこと
- (6) 競技会の運営に際し、社会通念上不相当な支出をすること
- (7) 他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること
- (8) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントその他の相当な範囲を逸脱して他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為
- (9) 社会通念上不相当な差別的言動
- (10) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上不相当な関係をもつこと
- (11) 本連盟が登録会員に支給する強化費その他の経済的利益の請求または使用に際し、本連盟が定めた手続に違背し、虚偽の申述を行い、本連盟が定める用途以外の用途に使用し、その他不適正な請求若しくは使用をすること

- (12) 前各号に定めるほか、陸上競技または本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為
- 2 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所（主な居住地としている場所をいう）等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。

（登録会員の肖像使用）

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規程に従うものとする。

## 第2章 登録手続き

（都道府県陸協）

第4条 本連盟定款細則第2条に定める団体をいう。

（加入団体）

第5条 本連盟定款細則第4条に定める団体をいう。

- 2 定款細則第4条1項に定める拠点とは、連絡先住所を有し、実質的な活動を行っている場所とする。
- 3 定款細則第4条1項に関わらず、中学、高校、大学は5名未満でも加入団体を組織することができる。

（登録の種類）

第6条 団体登録：加入団体に所属しておこなう登録。団体登録会員は加入団体が所属する都道府県陸協の所属となる。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する加入団体名となる。

個人登録：個人でおこなう登録。個人登録会員は居住している地域の都道府県陸協の所属となる。個人登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する都道府県陸協名となる。

中学生登録：日本中学校体育連盟（以下中体連という）登録競技者

高校生登録：全国高等学校体育連盟（以下高体連という）陸上競技部および定通制部登録競技者

大学生登録：日本学生陸上競技連合（以下日本学連という）登録者

在外者登録：海外に居住する日本国籍を有する者であって、本連盟が特に認めた者が個人でおこなう登録。

（登録の期間）

第7条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年12月末日までとする。

（二重登録の制限）

第8条 同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない。また、2つ以上の都道府県陸協に登録することもできない。  
ただし、中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

（所属の変更）

第9条 登録会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6カ月を経過しないと競技会に出場できない。  
ただし、転勤・出向などの理由で、新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。

（登録の手続き）

第10条 団体及び個人登録：都道府県陸協は、毎年5月第1日曜日までに登録会員名簿を本連盟へ提出しなければならない。

登録会員の追加、変更があった場合は、そのつど速やかに提出するものとする。

登録料は各都道府県陸協がこれを定める。

中学生登録：中学校の生徒の登録は、学校単位で都道府県陸協に団体登録するものとする。都道府県陸協は7月末日までに登録会員名簿を本連盟に提出しなければならない。登録料は、各都道府県陸協と各都道府県の中体連がこれを定める。

高校生登録：高等学校および定時制通信制高等学校の生徒の登録は、学校単位で都道府県陸協に団体登録するものとする。都道府県陸協は5月末日までに本連盟に登録会員名簿を提出しなければならない。登録料は、各都道府県陸協と各都道府県の高体連陸上競技部、または都道府県高等学校体育連盟定通部がこれを定める。

大学生登録：日本学連加盟校の学生の登録は、次のうちのいずれか一つの都道府県陸協を選択する。

（1）出身高等学校所在地

（2）大学所在地（大学所在地が複数の都道府県にまたがる場合は学生の在学している学部、学科のある都道府県）

（3）居住地

日本学連は4月末日までに登録会員名簿を本連盟に提出しなければならない。

在外者登録：登録しようとする者が、本連盟が別に定める申請書を本連盟に直接提出することにより、申請するものとする。登録料は本連盟がこれを定める。



(外国人の登録)

第11条 日本に居住している外国人は、都道府県陸協の審査を経て本連盟の登録会員となることができる。ただし、中学生登録、高校生登録、大学生登録に関しては、中体連、高体連、日本学連の規程による。外国人の登録は、本来所属すべき国またはテリトリー（領土）の陸上競技連盟の事前承認なしに登録することはできない。

(登録拒否要件)

第12条 下記各号に掲げる者は、登録することができない。

- (1) 除名処分を受けた者
- (2) 反社会的勢力に該当する者
- 2 前項に定める者が登録した場合、当該登録は無効とする。
- 3 本連盟は、登録前に（継続して登録している場合においては当初の登録前に）、第2条第1項において遵守すべき旨定められている事項の違反に該当する行為を行い、または同項において禁止されている行為を行ったことがある者について登録を拒否することができる。
- 4 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であっても、登録を取り消すことができる。
- 5 登録取消しの処分の手続きについては、登録会員処分規程の定めるところによる。

### 第3章 競技会の出場

(国内競技会への出場)

第13条 登録会員は、本連盟が公認する陸上競技会に出場することができる。

(国際競技大会への出場)

第14条 登録会員が国際競技大会へ出場する場合は、IAAF競技会規則第4条を適用する。

(代表出場権)

- 第15条 登録会員は、本連盟、その地域を管掌する地域陸協、都道府県陸協並びに所属加入団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。ただし、勤務先並びに出身学校を代表するときはこの限りではない。在外者登録者は、予め本連盟の承認を受けた勤務先・在学している学校その他の団体を代表して競技会に参加することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、本連盟が主催する国民体育大会、全国都道府県対抗男子駅伝及び全国都道府県対抗女子駅伝においては、それぞれの大会要項に定める参加資格を適用する。

### 第4章 個人情報

(登録会員の個人情報)

第16条 登録会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

## 第5章 登録会員に対する処分

(登録会員に対する処分)

第17条 登録会員の処分については、登録会員処分規程の定めるところによる。

附則

- 1 2012年12月13日改定
- 2 2018年3月16日改定
- 3 2018年10月1日改定